



ふじのくに 生物多様性地域戦略

【令和3年（2021年）度 評価書】



静岡県自然保護課

目 次

- 1 生物多様性地域戦略の概要・・・・・・・・・・ 1
- 2 令和3年度の各施策の実績と評価・・・・・・・・ 5
- 3 令和3年度の地域個別計画の実績・・・・・・・・ 33



1 生物多様性地域戦略の概要

(1) 地域戦略の目標

静岡県は、富士山をはじめ南アルプス、伊豆半島、浜名湖など変化に富んだ美しい自然に恵まれています。

このめぐまれた県土を次世代へと継承していくために、生物多様性について県民みんなで理解し、行動していく必要があります。

これらの自然が有する生物多様性の素晴らしい環境を後世に継承していくため、県では、「ふじのくに生物多様性地域戦略」を平成 30 年 3 月に策定しました。

ふじのくに生物多様性地域戦略の目標

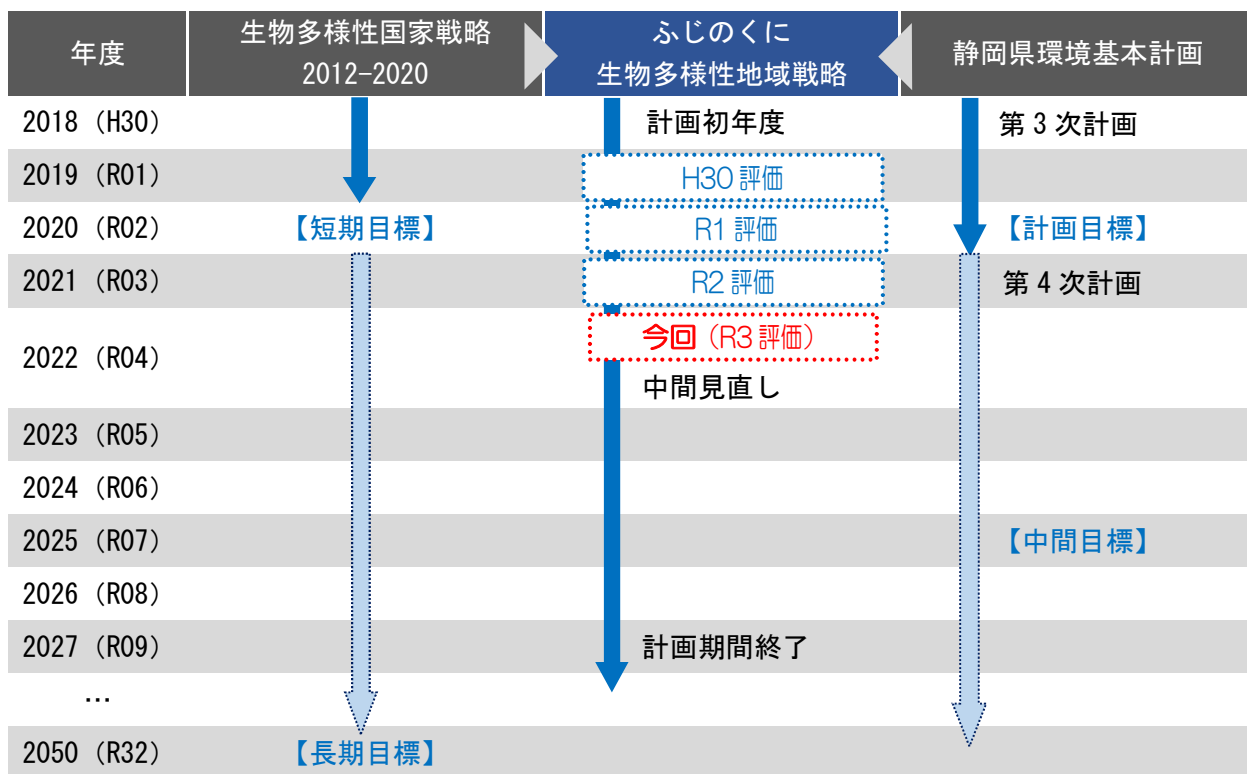
生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

(2) 地域戦略の期間

生物多様性は長期的な見通しを必要とするものであり、生態系は 100 年単位、1000 年単位で変化を捉える必要があります。

本戦略では、長期的な視点に立った科学的知見のもとで、2018（平成 30 年）年 4 月 1 日から 2028（令和 10 年）年 3 月 31 日までの 10 年間を具体的な計画期間とします。

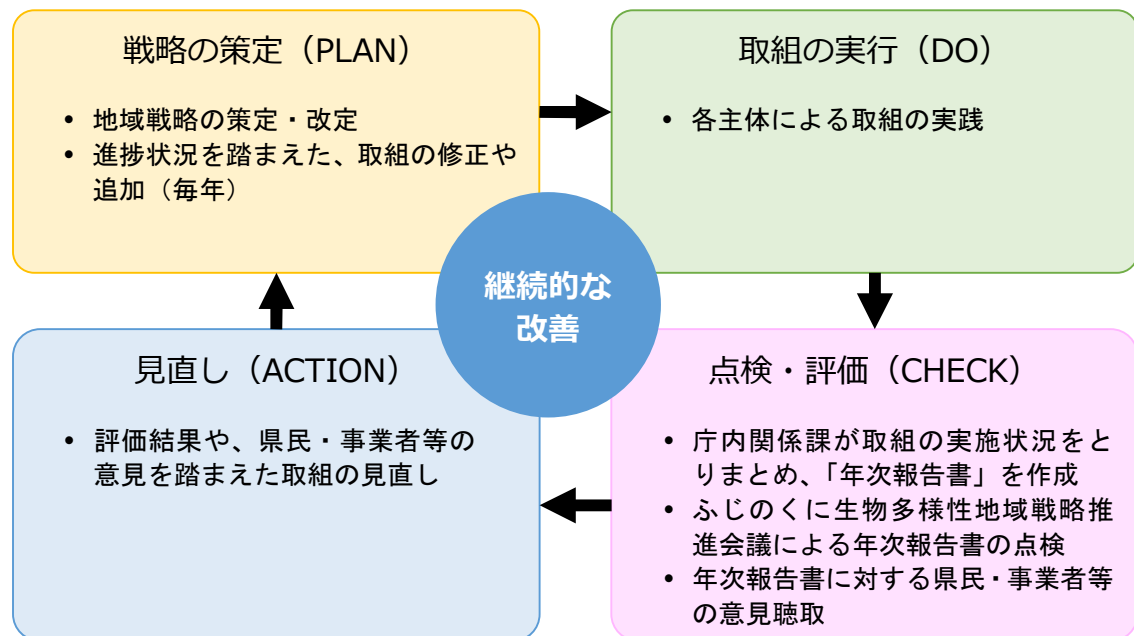
状況は常にモニタリングする必要がありますが、概ね 5 年後には全体の見直しを行うものとします。



※国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「生物多様性条約戦略計画 2011-2020（愛知目標）」を踏まえて、短期目標を 2020 年、長期目標を 2050 年と設定しています。

(3) PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の推進に当たっては、「PDCA サイクル」(戦略の策定:PLAN、取組の実行:DO、点検・評価:CHECK、見直し:ACTION)の各過程で「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」による協議・調整を図り、取組の点検、評価及び戦略の見直しを行います。なお、PDCA サイクルの継続的な改善を行うに当たっては、社会情勢や環境の変化等に順応的に対応しながら実施していきます。



PDCA サイクルによる本戦略の進行管理

(4) 戦略の基本的な考え方

▼ 本戦略の基本理念は、生物多様性国家戦略の理念を踏襲します

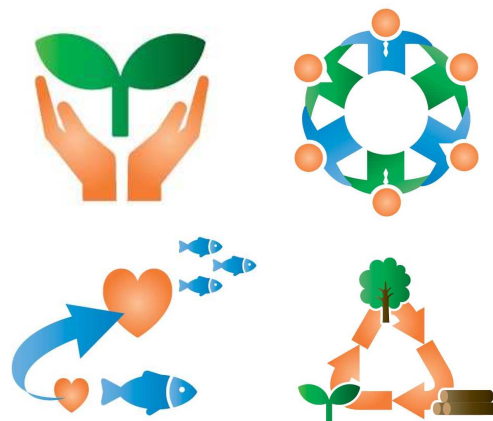
生物多様性の保全と持続可能な利用を目指すためには、古くから日本人が持っていた自然観を大切にし、自然と人が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していく必要があります。

そのため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の理念「自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる」を踏襲します。

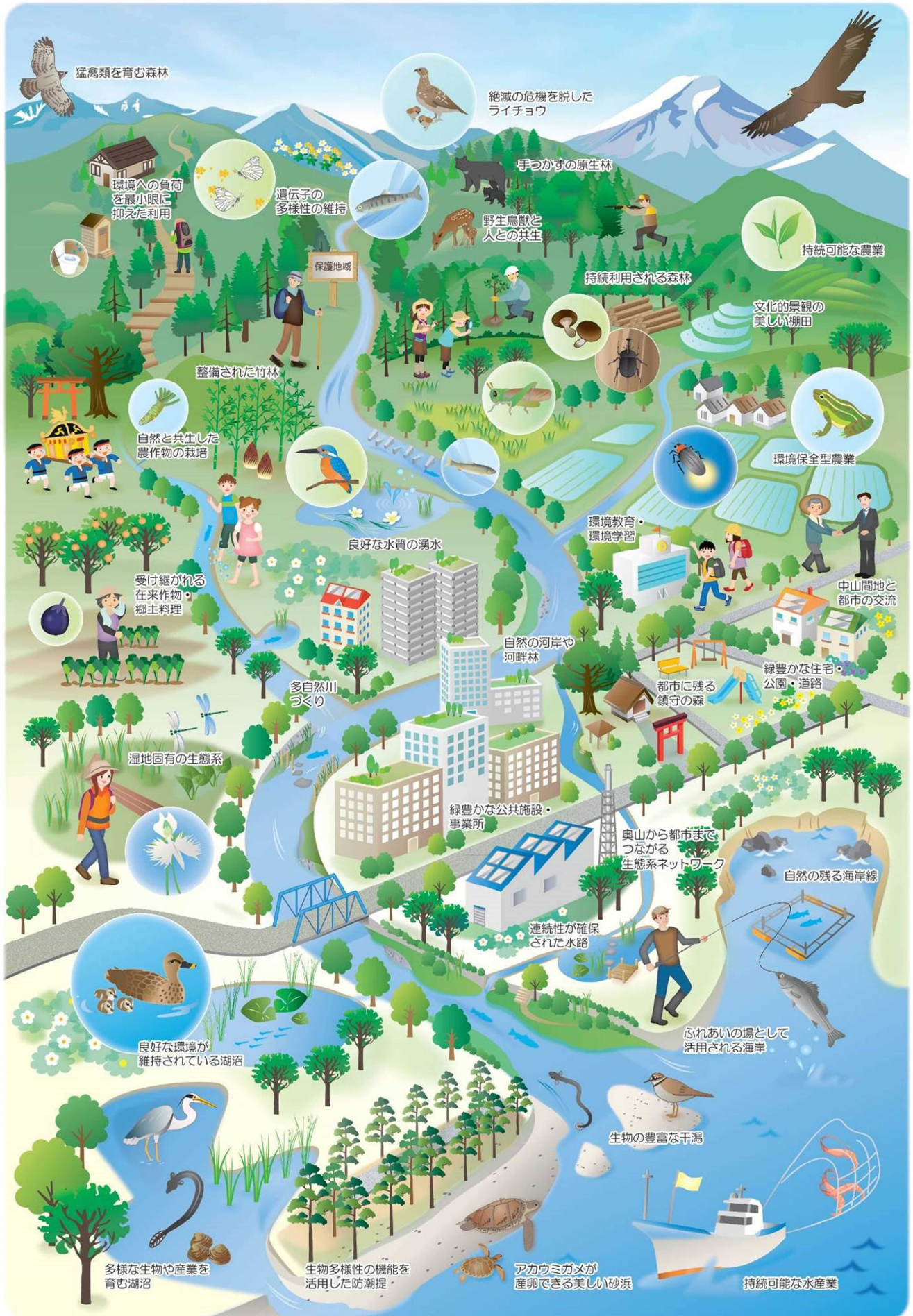
⇒ “ヒト”は生物多様性の一要素ですが、同時に人として生物多様性と共生していくために、9つの基本的視点により対応していきます。

9つの視点

- ①地域の固有性歴史性を重視する
- ②自然に委ねる
- ③人が働きかける
- ④保全・再生・創出する
- ⑤気候変動に対応する
- ⑥持続可能な利用をする
- ⑦いのちのめぐみを未来につなぐ
- ⑧防災・減災に活用する
- ⑨みんなで力を合わせる



(5) 目指す将来像 (イメージ図)



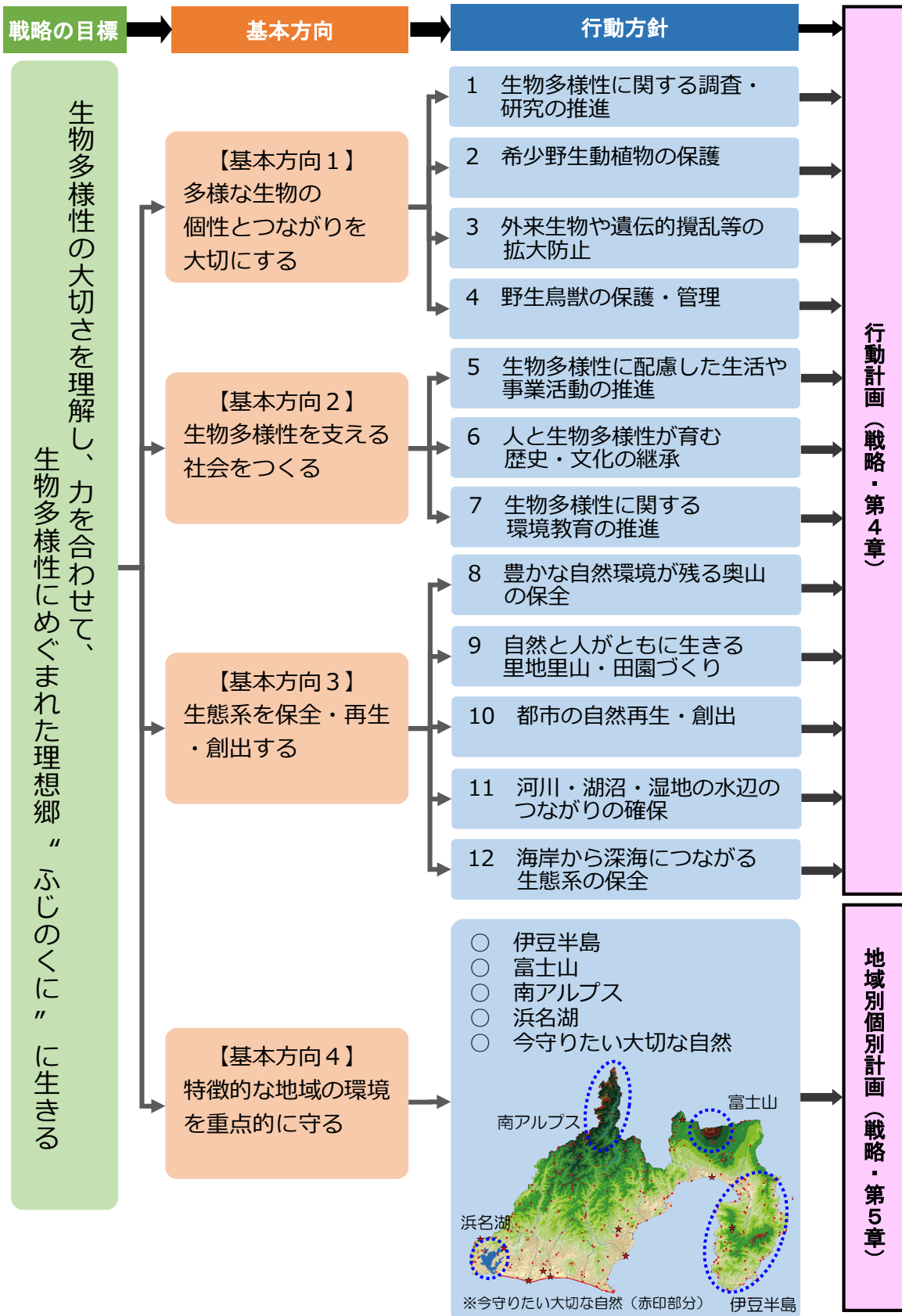
ふじのくに生物多様性地域戦略の体系

基本理念

自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる

目指す将来像

社会全体・生態系ごとの将来像



2 令和3年度の各施策の実績と評価

施策ごとの進捗状況

(概要)

平成30年(2018年)3月に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略」について、計画実施4年目となる令和3年度の「管理指標」の進捗状況及び施策の実施状況を確認した。

1 管理指標の進捗状況

管理指標	◎	○	●	—	計
1 総合的な管理指標	0	1	0	0	1
2 【基本方向1】 「多様な生物の個性とつながりを大切にする」	0	1	6	0	7
3 【基本方向2】 「生物多様性を支える社会をつくる」	1	5	2	1	9
4 【基本方向3】 「生態系を保全・再生・創出する」	0	5	3	0	8
計	1 (4.2%)	12 (50.0%)	11 (45.8%)	1 (—)	25 (100%)

54.2%

<管理指標の進捗状況区分>

区分	進捗状況	基準
◎	計画を上回って実施（予定含む）	現状値が期待値の推移の+30%超
○	計画どおり実施（予定含む）	現状値が期待値の推移の±30%の範囲内
●	計画より遅れており、より一層の推進を要する	現状値が期待値の推移の-30%未満
—	「今年度の見込」の設定が難しい指標	

※毎年度の目標達成を目指す数値目標の場合、「目標値」未達を「基準値以下」とする。

2 評価・分析

- ・管理指標は、令和3年度の実績値が明らかになった24指標(令和4年10月末時点)のうち、1指標が「計画を上回って実施(◎)」、12指標が「計画どおり実施(○)」となり、54.2%が順調に進捗し、11指標が「計画より遅れており、より一層の推進を要する(●)」となった。また、昨年度から引き続いて基本方向1の管理指標の多くに遅れが見られるほか、新型コロナウイルスによる進捗への影響が6指標でみられた。このため、計画全体としての遅れがみられると評価した。
- ・指標の進捗に遅れが見られる指標については、市町や民間企業、県民など、様々な主体との連携や取組促進をより一層図る必要がある。また、その要因を分析するとともに、評価を踏まえた施策の改善や重点化など、来年度以降の施策の展開に反映していく。

総合的な管理指標

管理指標	実績			目標	評価区分 ※aとbを比較
	2016 年度 (H28)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3) _a	2027 年度 (R9) _b	
県内の野生生物の絶滅種数	— (絶滅：12 種)	0 種 (絶滅：12 種)	0 種 (絶滅：12 種)	0 種 (絶滅：12 種)	○

指標の定義

静岡県版レッドリスト 2017 に掲載されている絶滅種(12 種)以外で新たに「絶滅」のカテゴリーに選定された種数(既に絶滅しているかもしれないが、現状の確認ができていないものを除く)

【基本方向 1】

「多様な生物の個性とつながりを大切にする」の管理指標

- 行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進
- 行動方針 2 希少野生動植物の保護
- 行動方針 3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止
- 行動方針 4 野生鳥獣の保護・管理

管理指標	実績			目標	評価区分 ※aとbを比較
	2016 年度 (H28)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3) _a	2027 年度 (R9) _b	
自然公園・自然環境保全地域面積	90,343ha	90,347ha	90,347ha	90,347ha	○
富士山登山道沿いの外来植物種数 ※調査4年毎	0 種	2 種	2 種	0 種	●
鳥獣保護区等の面積	187,839ha	186,393ha	186,393ha	187,839ha	●
狩猟者の登録件数	5,158 人	5,043 人	5,130 人	6,000 人	●
伊豆地域ニホンジカ生息頭数	約 32,000 頭 (2015 年度末)	25,300 頭	24,500 頭	約 5,000 頭 (2021 年度)	●
富土地域ニホンジカ生息頭数	約 24,000 頭 (2015 年度末)	18,600 頭	16,600 頭	約 5,000 頭 (2021 年度)	●
愛玩動物に関する苦情の件数	2,621 件/年	2,603 件/年	2,223 件/年	1,800 件/年 以下 (2023 年度)	●

行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進

[水辺の国勢調査]

- ・河川水辺の国勢調査は、河川では、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の6項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等、河川構造物を調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者数などを調査する「河川空間利用実態調査」の計8項目の調査。令和3年度は、狩野川において調査を実施。[河川企画課]



水生生物の簡易調査

[動植物や自然環境の調査]

- ・県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、各種調査を実施。[自然保護課]



希少野生動植物の調査会



希少魚類保全対策（河口調査）



昆虫調査（南アルプス）

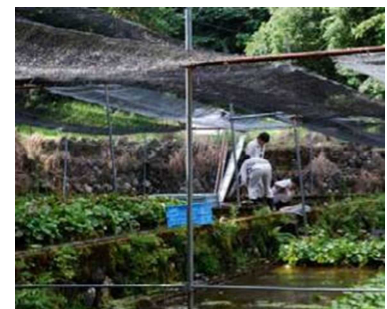
[各研究所や民間団体との連携による調査・研究等]

- ・持続的農業生産技術や森林保全技術の開発に関する研究を実施し、研究成果を発信・共有。[農林技術研究所]
- ・水産資源の維持管理、深海生物の調査、希少生物の保護等に関する研究を実施し、研究成果を発信・共有。[水産・海洋技術研究所]
- ・ブナ林等高山生態系の温暖化による影響について調査を実施。
[環境衛生科学研究所]



調査船での魚類調査

- ・茶草場における生物多様性調査の実施。[世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会、お茶振興課、NPO 法人静岡県自然史博物館ネットワークとの協働]
- ・わさび田における生物多様性調査の実施。[静岡わさび農業遺産推進協議会、農芸振興課との協働]



わさび田における生物多様性

[ミュージアムを中心とした調査・研究等]

- ・県内自然環境の考察・理解に資する諸地域での調査研究、自然史 標本の収集保管、成果の発信（展示・出版等）、各種学会年会の誘致・開催、各種イベント等での教育普及の実施。

移動ミュージアム（R3）

- ・ミュージアムキャラバン
（45 箇所、182,889 人）

- ・ミニ博物館
（18 箇所、189,479 人）

[文化政策課・地球環境史ミュージアム]



県の研究機関と環境に関する研究課題の例（2021年（令和3年）度）

機関名称		主な研究課題例
農林技術研究所	果樹研究センター	カンキツ害虫の薬剤抵抗性管理体系の確立
	森林・林業研究センター	野生動物による農業被害の実態と侵入防止対策に関する研究
畜産技術研究所		バルクブレンド肥料原料に利用可能な牛ふん堆肥の粒状化技術の開発
水産技術研究所		榛南海域のサガラメ藻場や伊豆半島西岸のテングサ藻場を回復させるための人工種苗移植や施肥技術等の開発
環境衛生科学研究所		天竜川流域における地下水熱交換システム導入適地マップ作成に向け、降水・河川水・地下水等の水質や性状及び地下水温の季節変動について調査

[希少野生動植物の調査]

- ・土地の改変面積が5haを超える開発を行う場合、静岡県レッドデータブックに掲載された希少種を含め、自然環境についての調査及び保全対策を実施するように指導。[自然保護課]

⇒ 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、全国約160種のうち51種の、鳥類では、全国約700種のうち414種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約7,000種のうち、3,419種の生育が確認。
⇒ 県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物10分類群を対象とした静岡県レッドリスト(R2.3改訂)では、評価対象とした県産種13,445種のうちの約1割に当たる1,263種が絶滅の危機。

[レッドデータブックの普及]

- ・絶滅の可能性のある野生生物の分布や生息・生育状況について詳細に取りまとめた静岡県レッドデータブック(H16.3)を公表。
- ・初版発行時からの状況変化を調査し、改訂版を作成。平成31年3月に「動物編」、令和2年3月に「植物・菌類編」を県ホームページに公表。静岡県レッドデータブックの内容を分かりやすく編集した「普及版」を出版。[自然保護課]



改訂した静岡県レッドデータブック 「動物編」(左)、「植物・菌類編」(中央)、「普及版」(右)

[条例等による保護]

- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年条例第37号)に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの11種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制。
- ・各種団体と連携し調査・保護対策を推進。[自然保護課]



ヒメヒカゲの現地調査

[傷病希少野生動物の保護]

- ・日本平動物園と浜松市動物園の2か所において、ケガをした野生鳥獣を保護。[自然保護課]

傷病鳥獣保護件数 (R3)

区分	鳥類	獣類	合計
日本平動物園	25 (12)	0 (0)	25 (12)
浜松市動物園	11 (3)	0 (0)	11 (3)
計	36 (15)	0 (0)	36 (15)

※ () 内は放鳥獣類で内数。

[アカウミガメの保護]

- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金を交付。[河川砂防管理課]

※アカウミガメの生息域に配慮するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅を維持。

[河川海岸整備課]

- ・遠州灘海岸において、環境保護団体とアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。[自然保護課]

※NPO 法人サンクチュアリーエヌピーオーと産卵保護事業を実施。

※県下全域 (令和3年度実績 産卵頭数: 148 頭、産卵個数: 17,789 個)

※アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を行うとともに、海岸のクリーン作戦を実施。



マイクロプラスチックについて講演

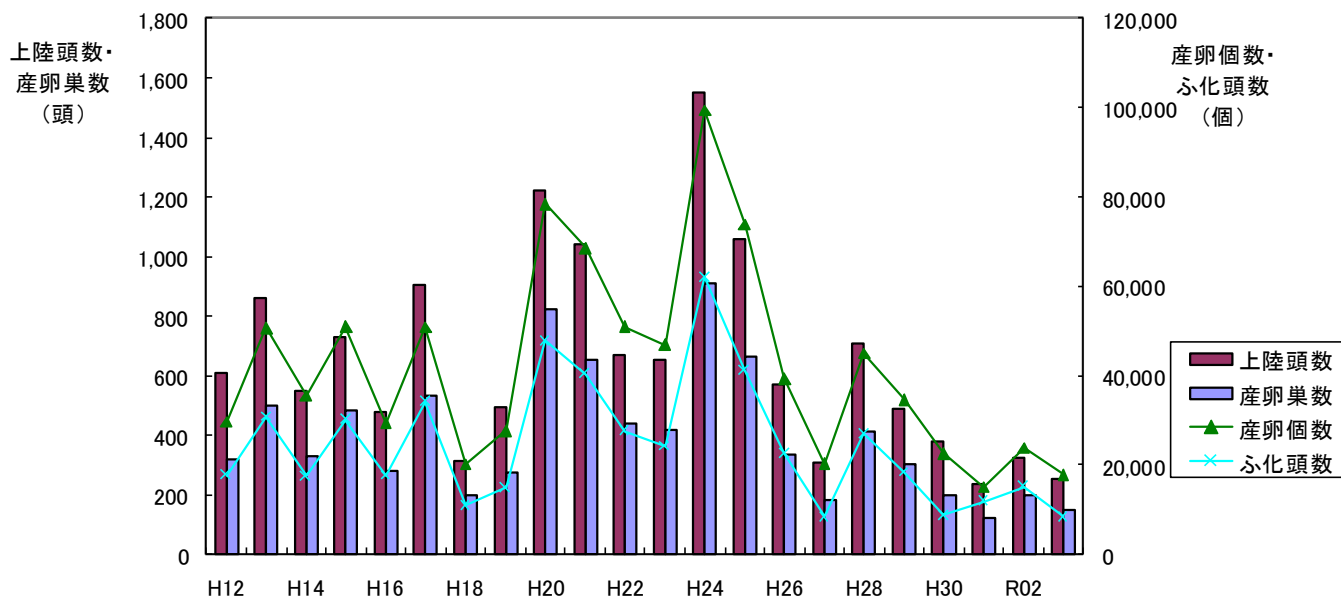


アカウミガメ観察会



プラスチック回収BOX設置

遠州灘でのアカウミガメ上陸数等 (御前崎市から浜松市まで)



[ニホンウナギの資源管理]

- ・内水面漁場管理委員会指示を更新し、10～2月のウナギの採捕禁止を継続。

※R4 漁期（R3.11月～R4.4月）の本県のシラスウナギの池入れ実績は1.6トン/割当量2.4トン。

[水産資源課]

[自然再生事業時における配慮]

- ・「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき、富士山静岡空港周辺に生育・生息する希少動植物の保護・保全を適切に実施。ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。

[空港管理課]

- ・麻機遊水地において、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、底質・水質モニタリング調査及び浄化対策を実施。[河川企画課、河川海岸整備課]

- ・県立静岡北特別支援学校は、「麻機遊水地保全活用推進協議会」と協働して「地域と歩む麻機遊水地保全活動プロジェクト『麻活』」を実施。[特別支援教育課]



空港周辺のビオトープ



麻機遊水地区における活動



静岡北特別支援学校の発表風景

- ・許認可等の規制により自然公園及び自然環境保全地域を保全。[自然保護課]

※自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制。

自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数(単位：件数)

区 分 \ 年 度	令和3年度
国 立 公 園	483
国 定 公 園	53
県 立 自 然 公 園	207
公 園 小 計	743
自 然 環 境 保 全 地 域	5
計	748

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。平成29年度から平成30年度にかけて、関係機関との調整を行っていた明神峠自然環境保全地域及び函南原生林自然環境保全地域について、令和元年度は、環境審議会において保全計画の変更案を諮問し、令和2年度は、環境審議会の答申を受け、両地区の区域変更を実施。

令和3年度以降は、愛鷹山自然環境保全地域について、見直し作業中。

- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の開発行為で一定規模以上のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。[自然保護課]

行動方針3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止

[外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発]

- ・特定外来生物対応庁内連絡会を開催。
- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発。
- ・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除の指導。
- ・環境省実施の港湾調査、ヒアリ研修会等への協力。
- ・富士山麓外来植物等調査を実施。[自然保護課]



ヒアリ研修会



特定外来生物チラシ



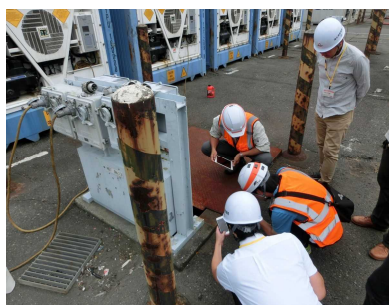
外来植物除去活動

[外来生物の駆除・移植制限]

- ・県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成 15～23 年度）、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や、確認情報等から、県内において動物 28 種、植物 10 種、計 38 種を確認。（令和 4 年 3 月末現在）。
- ・上記の調査結果や平成 30 年 1 月末に作成したリーフレット「ストップ！特定外来生物」及びヒアリ等確認時の対応等についてのマニュアルなどについては、県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起及び普及啓発を実施。
- ・特に、ヒアリ・アカカミアリについては、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・駆除・定着防止を実施。
- ・富士山では、外来植物に関する講習、除去を実施。（ふじさんネットワークと共催「外来植物除去講習会」、R4.3.6 開催、参加者 11 人）
- ・各市町においてセアカゴケグモを駆除。（R3：静岡市、森町、掛川市で発見）
- ・桶ヶ谷沼におけるアメリカザリガニを駆除。[自然保護課]
- ・清水港や御前崎港における、ヒアリ等生息調査を実施。[港湾企画課]
※清水港においてアカカミアリを確認し、全て殺処分。（R3.7、8）
- ・富士山静岡空港において、富士山静岡空港株式会社（運営権者）が、捕獲キットを設置して生息状況調査を毎月実施及び国からのヒアリ等生息調査要請を受けて、調査結果を随時報告。（ヒアリ等の発見なし）[空港管理課]
- ・外来生物であるオオクチバス（別名：ブラックバス）やブルーギルは、外来生物法により、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進等を継続。[水産資源課]
- ・県立森林公園において、指定管理者（（一社）フォレメンテあかまつ）がボランティア等と協力し、鋭いトゲのある外来植物のメリケンソウや、特定外来生物のオオフササメの駆除活動を実施。
- ・しずおか里山体験学習施設「遊木の森」において、運営受託者（認定 NPO 法人しずおか環境教育研究会）がボランティア等と協力し、外来植物のワルナスビの駆除活動を実施。[環境ふれあい課]



アメリカザリガニの駆除



ヒアリ調査



ヒアリ

[遺伝的攪乱に配慮した漁業]

- ・栽培漁業における放流魚の親魚は、放流海域より採捕した魚を使い、定期的に一定数を入替え。
- ※一つの系統に固定されてしまわないよう配慮。
- ※海域の天然親魚を養成するため、ヒラメ 12 尾、トラフグ 9 尾、クロアワビ 86 個を追加、ノコギリガザミ 19 尾、クルマエビ 51 尾は、全て入替え。[水産資源課]

[動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮]

- ・飼い主に対し、終生飼養、適正飼養、所有者明示等の指導を実施。(指導件数 3,534 件)
- ・動物取扱業者への立入検査を行い、法令遵守の徹底等について指導。(立入件数 951 件) [衛生課]

<愛玩動物に関する苦情件数>

区分	H28	H29	H30	R 元	R2 A	R3 B	前年比 B-A	前年比 (B-A)/A ×100
全体	2,621	2,603	2,485	2,534	2,603	2,223	△ 380	△ 15%
犬 (全体における%)	1,081 (41%)	958 (37%)	835 (34%)	762 (30%)	955 (37%)	771 (35%)	△ 184 (-)	△ 19% (-)
保護依頼	406	262	148	152	170	143	△ 27	△ 16%
放し飼い	148	152	146	156	152	123	△ 29	△ 19%
鳴き声	336	327	289	235	319	292	△ 27	△ 8%
汚物、害虫等	188	214	250	218	311	211	△ 100	△ 32%
器物損壊等	3	3	2	1	3	2	△ 1	△ 33%
猫 (全体における%)	1,505 (57%)	1,568 (60%)	1,611 (65%)	1,716 (68%)	1,599 (61%)	1,406 (63%)	△ 193 (-)	△ 12% (-)
保護依頼	370	417	426	478	481	593	112	23%
放し飼い	287	294	316	244	261	211	△ 50	△ 19%
鳴き声	145	174	112	107	81	51	△ 30	△ 37%
汚物、害虫等	658	621	706	850	738	494	△ 244	△ 33%
器物損壊等	45	62	51	37	38	57	19	50%
その他 (全体における%)	35 (1%)	77 (3%)	39 (2%)	56 (2%)	49 (2%)	46 (2%)	△ 3 (-)	△ 6% (-)

[鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定]

- ・鳥獣保護区の設定 (R3) (面積: ha)

特別保護地区		鳥獣保護区		狩猟鳥獣捕獲等 禁止区域		指定猟法 禁止区域		計	
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
4	6,041	111	139,768	4	3,521	1	815	120	150,145

- ・狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、狩猟地図をGISにより提供。
- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の設定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第13次鳥獣保護管理事業計画」を令和4年3月に策定。また、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系への影響が懸念される鳥獣（ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ）に対し、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。
- ・平成31年4月に、市町との連携を強化するため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の管理ユニットを市町単位へと変更。
- ・ニホンジカ生息密度調査の実施。
- ・カモシカモニタリング調査の実施。[自然保護課]
- ・広域に移動するカワウについては近隣都府県により構成されるカワウ広域協議会に出席し、情報共有。アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、有識者、漁協、保護団体、行政等で構成する「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、より効果的・効率的な対策のあり方を検討。[水産資源課]
- ・市町の鳥獣被害防止計画に基づく活動を支援。(R3 補助金 119,795 千円) [食と農の振興課]

[被害防止や個体群調整による鳥獣被害対策]

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成16年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための管理捕獲を実施。(R3 捕獲実績: 14,603 頭)

<管理捕獲による捕獲数> (単位: 頭数)

区分	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
伊豆	4,683 (30,300)	6,617 (27,700)	6,128 (29,000)	6,846 (28,200)	9,136 (25,300)	9,323 (24,500)
富士	2,104 (25,400)	2,584 (23,400)	2,242 (23,900)	2,660 (22,500)	4,326 (18,600)	4,391 (16,600)
富士川以西	67	292	590	701	843	889
計	6,854	9,493	8,960	10,207	14,305	14,603

※伊豆及び富士地域の下段()内は、糞粒法による推定生息数

- ・南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。〔自然保護課〕
- ・銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に対しその費用を助成。(R3 捕獲実績：898 羽)
〔水産資源課〕
- ・市町の被害防止計画の施策を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進。
(令和4年3月末現在の設置市町数 26)
- ・副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣緊急対策アクションプログラム(平成30年度～令和3年度)」に基づき、市町による「被害防止計画」の策定と実施に向けた支援事業等の活用を促進。
- ・侵入防止柵の整備支援や地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。〔食と農の振興課〕
- ・森林環境保全直接支援事業で獣害防止柵設置支援。(R3 実績：24,743m)〔森林整備課〕

〔狩猟登録者の増加・指導と獣肉の利活用〕

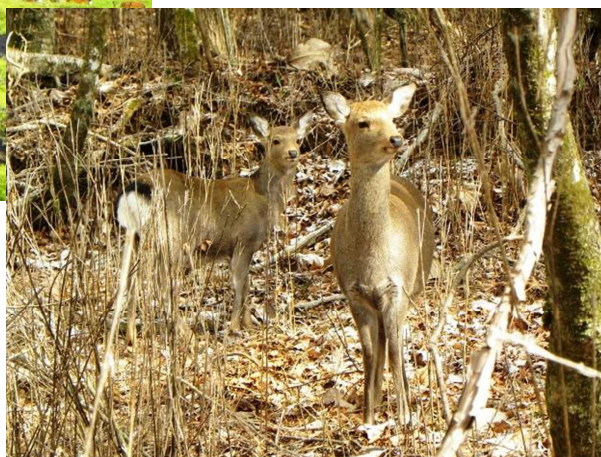
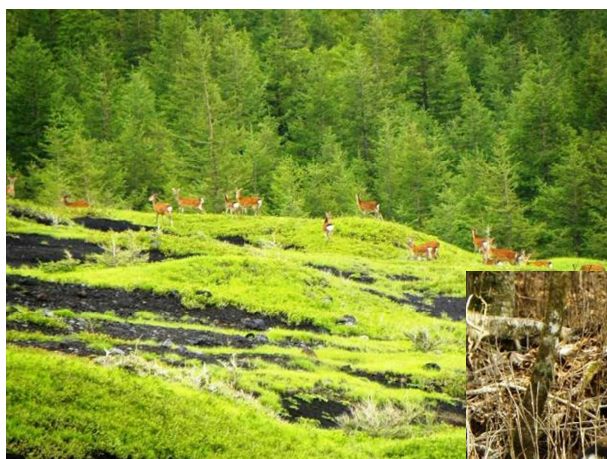
- ・ニホンジカの管理捕獲や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)等の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修に加え、第一線で活躍するハンターを育成するスペシャリスト養成研修や、学生向けに狩猟免許取得に向けた予備講習を実施。

※管理捕獲等担い手育成研修。(R3 参加者人数：84 名)

- ・狩猟や被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。〔自然保護課〕
- ・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン(ニホンジカ、イノシシ)」に基づく食肉加工を推進。
- ・県内の獣肉処理加工施設の紹介ちらしの配布やホームページへ掲載して、ガイドラインに沿った衛生的な食肉利用を推進するためのPRを実施。
- ・市町の被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- ・3 市が侵入防止柵を整備するとともに、32 市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。〔食と農の振興課〕



ジビエに関するチラシ



【基本方向2】

「生物多様性を支える社会をつくる」の管理指標

行動方針 5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

行動方針 6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

行動方針 7 生物多様性に関する環境教育の推進

管理指標	実績			目標	評価 区分 ※aとb を比較
	2016 年度 (H28)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3) ^a	2027 年度 (R9) ^b	
一般廃棄物排出量（1 人 1 日 当たり）	917g/人・日 (2013 年度)	858g/人・日	2023 年 7 月 公表予定	815g/人・日 (2021 年度)	—
自然ふれあい施設における自然 体験プログラムの実施回数	159 回/年	141 回/年	141 回/年	160 回/年 (2020 年度)	○
しずおか未来の森サポーター 制度参加者数	119 社	134 社	144 社	136 社 (2020 年度)	○
地域戦略の普及に係る講演会 や情報交換会等の開催数	0 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年	○
生物多様性関連資料を活用した 環境教育イベント数	0 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	○
県立青少年教育施設の利用者 数	163,093 人/年	64,101 人/年	84,439 人/年	170,000 人/年	●
緑化優良工場としての受賞件 数	71 件 (1985～2016 年度の累計)	85 件	88 件	80 件	◎
リバーフレンドシップ制度を 活用する団体数	565 団体	642 団体	653 団体	850 団体	○
「生物多様性」の用語の認知 度	20.00%	22.40%	26.50%	60%	●

[消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮]

- ・環境保全や社会貢献の視点で商品・サービスを選択するエシカル消費の普及啓発のため、集客力が高く、話題性のある商業施設でマスメディアでの番組コーナーと連動させた期間限定ショップを設置するとともに、県エシカル消費啓発サイト「プラス・エシカル」やSNSでも情報発信を実施。
- ・環境に配慮した消費行動やライフスタイルにより持続可能な社会を目指す「消費者市民社会」の理念を普及するため、担い手となる地域人材や教員に対し、消費者教育に関する知識や指導ポイントを学ぶ研修を実施。[県民生活課]
- ・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備が有効である。本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、令和2年度末において82.9%と、全国平均の92.1%を下回っている。
- ・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を未受検の浄化槽管理者に送付。（54,646通）
- ・浄化槽管理者への立入検査を実施。（644件）[生活排水課、生活環境課]
- ・3市町で実施した漁業集落排水施設の長寿命化対策を支援し、生活排水による影響低減に寄与。

[漁港整備課]

- ・循環型社会の形成に向け、3R推進月間である10月に、市町と連携して3Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。
- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を展開し、10月に富士市の富士マリンプール付近の海岸で清掃イベントを開催（約200人参加）するなど、令和3年末で延べ約27万人が清掃活動に参加。また、10～12月に県民が6Rの実践宣言・写真をSNS等で投稿する「6Rで海のごみをへらすのであ～るキャンペーン」（応募約634件）などの啓発を実施。
- ・食品ロス削減推進のため、「食べきりやっただね！キャンペーン」の実施。（協力店舗703店）や「使いきり実践チャレンジ」の実施、及び「3R推進フォーラム」を開催し、食品ロスをテーマに講演を実施（Youtubeチャンネルで公開、視聴258回）。
- ・県内の大学等の新入生を対象に、3Rの意味や必要性、ごみの分別方法等を説明する資料を配付（約2,210人）。また、「大学生に教えた3R講座」をWeb配信で実施（参加550人）。
- ・「不法投棄。させない・されない・許さない！」不法投棄撲滅街頭キャンペーンの実施。
- ・平日夜間や休日における民間警備会社によるパトロール及び県下一斉「不法投棄防止統一パトロール」の実施。
- ・民間企業・団体との協定など「監視の目」増強による不法投棄の未然防止・早期発見への取組。



清掃イベント

[廃棄物リサイクル課]

令和3年度「3R推進フォーラム」の概要

開催日	会場	内容	参加者数
(配信期間) 令和3年10月末 ～ 令和4年1月末	コロナ感染拡大のため、事例発表と講演をWeb配信	講演 「食品ロス削減とSDGs～静岡県3R活動への期待～」 講師 東京家政学院大学教授 上村 協子氏	(視聴) 258回
		実践事例の発表 「すぐに始められる冷蔵庫の整理収納 ～片付けで減らそう！食品ロス～」 静岡ガスエネシアショールーム静岡 整理収納アドバイザー1級 山内美由紀氏	241回

〔事業活動における生物多様性への配慮〕

- ・県内事業者に支援員を派遣し、環境マネジメントシステムの導入を支援。（県内 66 事業者）
〔環境政策課〕

- ・大気関係 230 特定事業所、水質関係 345 特定事業所に対し、立入検査を実施。
- ・事業者向けの化学物質管理の適正管理等を目的とした「化学物質管理セミナー」を Web により開催。
- ・企業等が開催する環境対話集会への参加。（1 回）
- ・水生生物に係る環境基準の類型を指定している 62 水域で、常時監視を実施。
- ・内分泌かく乱物質 2 物質のモニタリングを実施。（狩野川、榛南小笠水域の 5 河川）
- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導。
- ・工場において選任されている公害防止管理者を対象に、環境法令や公害防止管理に関する知識・技能習得を目的とした教育研修を実施。〔生活環境課〕
- ・例年、県内外の企業、県内市町の担当者向けに、先進的な工場緑化を実施している企業の視察を実施しているが、令和 2 年度から引き続き令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。〔企業立地推進課〕
- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、環境との調和に配慮した河川災害復旧事業を実施。（72 件）〔土木防災課〕
- ・浜松市沿岸域の防潮堤整備において、これまでの工事期間中の対策により、自然環境に対する影響の回避・低減が図られ、地元・専門の学識者行政等で組織する自然環境検討委員会にて、アカウミガメやカワラハンミョウ等を対象にモニタリングを実施した結果、防潮堤整備が環境に大きな影響を与えていないことを確認。〔河川海岸整備課〕

〔森林や農地の管理〕

- ・森づくり県民大作戦については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の行事が中止や規模縮小となり、行事数 657、参加者数 12,972 人といずれも大きく減少。
- ・森づくりグループの育成・支援等については、引き続き安全技術講習を開催するとともに、活動継続のための、感染症対策の留意事項をまとめたリーフレットの配布や、感染症対策を徹底したモデルイベントの開催などにより、安全・安心な新しい森づくり活動を普及。
- ・里地・里山で活動するボランティア団体へ、生物多様性の魅力を活かした新たな森づくりのモデル構築のための研修会を開催するとともに、研修会の内容や先進事例をまとめた冊子を作成した。
- ・しずおか未来の森サポーター制度は、令和 3 年度末で、協定締結企業が 56 社、「間伐に寄与する紙」の購入企業が 88 社、合計 144 社となり、順調に増加。〔環境ふれあい課〕
- ・農山村地域の持続的な発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される人物を対象とした研修会の開催や情報誌の発行、地域活動のよろず相談のための「むらづくりワンストップ窓口」の設置・運営等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成。
〔農地保全課〕
- ・森の力再生事業などによる間伐等の森林整備を着実に実施し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止などの公益的機能を向上。
- ・県では、森林経営計画の作成促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、令和 3 年度末現在、84,023ha の計画を認定。



感染症対策リーフレット



研修会の内容等をまとめた冊子

- ・非住宅分野を中心に森林認証材の需要拡大が見込まれることから、県営林を核とした森林認証林の拡大と認証材の安定供給体制の整備を促進。
- ・協議会や県内森林認証管理団体の認証取得拡大を支援し、既存の認証林を核とした周辺森林の認証取得を促進。（森林認証林は73,651ha（令和3年度末）に増加）〔森林計画課〕
- ・高校生の職業選択の中に林業の意識付けを図るための出前講座や就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」等を開催し、新規就業者を確保。
- ・新規就業者を森林技術者として育成するための技術研修や、森林技術者のキャリアアップ及び指導者養成のための研修を実施し、森林管理を担う森林技術者を育成。〔林業振興課〕

〔道路や河川の管理〕

- ・快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や道路美化活動を支援。
（しずおかアダプト・ロード・プログラム…平成13年度から始まり、令和4年3月末現在、187団体が道路の美化活動に参加）〔道路保全課〕
- ・「リバーフレンド」として、令和3年度は新たに15団体と同意書を締結。（R4.3月末現在、リバーフレンド団体は653団体）〔河川企画課〕
- ・生物の営み、河川景観、流水の清浄などを維持し、水利使用を行うために必要な河川の正常流量を確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。〔河川企画課〕

⇒ リニア中央新幹線建設工事における活動の詳細は、地域個別計画（P40）に掲載

〔環境影響評価条例・自然環境保全条例〕

- ・道路建設事業1件、再生可能エネルギーを利用した発電所建設事業（風力・太陽光）3件の環境影響評価手続を通じて、事業者にも生物多様性への影響の回避又は低減を指導。〔生活環境課〕
- ・静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を事業者にも指導。（R3協定締結件数：5件（全県））〔自然保護課〕

〔土地利用指導要綱・林地開発許可制度〕

- ・県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施（R3：現地調査1件）〔土地対策課〕
- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、「森林法（昭和26年6月26日法律第249号）」に基づく許可が必要。
ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・令和3年度の許可件数は13件（78ha）、連絡調整件数は4件（16ha）。〔森林保全課〕

[文化財の調査・指定・登録]

- ・文化財の補修・整備に対する助成：112 件、204,592 千円
- ・新たな県文化財指定：2 件
- ・県内各地に残る文化的景観について、文化財としての価値を高め、市町の景観計画等により保護が促進され、将来的には国の重要文化的景観に選定されることを目指して、令和 2 年度から 3 か年で文化的景観総合調査事業を実施。[文化財課]

[文化的景観の保全]

<一社一村しずおか運動>

- ・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動を行う「一社一村しずおか運動」を促進。
- ・49 の協定組織により、棚田保全活動、農業体験、地場製品の販売、交流活動等を実施。
- ※取組等：農山村と企業とのマッチングの推進、情報誌での活動紹介などによる活動支援・PR。

[農地保全課]

<棚田保全活動>

- ・県内 10 箇所の棚田等の保全活動について、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の会員により支援。
- ・棚田等を保全するため、県内 10 地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田で生き物教室等のイベントも開催。
- ・松崎町「石部の棚田」では、「石部棚田推進協議会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。



棚田オーナーやボランティアによる田植え（松崎町）

[農地保全課]

<ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）>

- ・農業者を主体とした活動や、農業者に加え地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る取組。
- ・平成 19 年度から始まり、令和 3 年度は 232 組織が活動。[農地保全課]

<歴史的風致地区の維持・向上>

- ・ふじのくに美しく品格のある邑づくりを通じて、歴史や伝統文化の継承に取り組む集落を支援。

[農地保全課]

<邑づくり>

- ・令和 3 年度までに 150 の地域がふじのくに美しく品格のある邑として登録。登録された邑に対して、広報（HP や季刊誌等を通じた情報発信）、人づくり（研修会の開催やアドバイザー派遣等による人材育成）、協働（ふじのくに美農里プロジェクト、一社一村しずおか運動、しずおか棚田・里地くらぶ、むらサボ企業会員との連携）の施策により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援。[農地保全課]

[地域の景観計画や景観協議会づくり]

＜しずおか農山村サポーター「むらサポ」＞

- ・むらサポに登録された会員（R4.3月末：5,337件）に対して、週に1回メールマガジンにて、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等の情報を発信。

[農地保全課]

- ・景観形成推進アドバイザー制度等により市町の計画策定等を支援。
- ・各広域景観協議会において行動計画に基づく取組の進捗管理等を行い、景観施策を推進。
- ・景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。[景観まちづくり課]
- ・荒廃農地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。
- ・荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や新規就農者の農地確保を支援。[農業ビジネス課]
- ・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元NPO法人との協働による自然環境活用や景観形成の取組を実施。
- ・空港来訪者への「おもてなし」の観点から、空港アクセス道路沿いのシバザクラ等の維持管理など、空港周囲部を活用した景観形成の取組を推進。[空港管理課]

[伝統的農法の保全・継承]

- ・NPO法人静岡県自然史博物館ネットワークと協同し、認定地域内で生物多様性調査を実施。
- ・オンラインイベント等に参加し、茶草場農法関連情報のPRや、茶草場農法実践認定者の取組紹介を行ったほか、県内外の消費者に対して静岡茶のオンライン講座を実施。
- ・県民だより5月号表紙において「静岡の茶草場農法」の解説や生物多様性の保全、SDGsへの貢献について紹介したほか、雑誌等に茶草場農法関連の記事を掲載。
- ・県内外小中学校による茶草場農法の現地見学、生物多様性と持続可能な農業についての勉強会を行ったほか、一般県民に対して茶草場農法・せんがまち棚田を現地にて紹介。[お茶振興課]

[自然とのふれあいの促進]

- ・ 県立森林公園や県民の森等、県内 9 箇所 の自然ふれあい施設の運営・管理を実施。
- ・ 県立森林公園（森の家を含む）及び県民の森では、民間の能力を活用し、利用者へのサービス向上と経費の節減を図るため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入。
- ・ 県立森林公園では、平成 27 年度から再整備事業として、老朽化した施設の修繕及び更新を図っており、令和 3 年度は園内トイレ（7 箇所）の更新等を実施。[環境ふれあい課]

[生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進]

- ・ 農林漁家民宿の開業を促進するため、研修会の開催等により制度の周知を図るとともに、各農林事務所の相談窓口において、開業に係る相談に対応。（2 軒開業）[観光政策課]

[環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成]

- ・ 環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。令和 3 年度末現在、約 550 人が「静岡県環境学習指導員」に登録。
- ・ 学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習指導員を講師として活用されるよう市町や教育機関と連携。
- ・ 企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体の特性を活かした協働取組を推進し、地域における環境学習の担い手としての参加促進を図るため、令和 3 年 11 月に「ふじのくに環境フォーラム」を開催。（令和 3 年度ネットワーク参加団体 150 団体）[環境政策課]
- ・ 市町の効果的な森林環境教育を支援するため、森林環境学習指導者の養成講座を開催。（令和 3 年度修了者 24 名）[環境ふれあい課]

[子どもへの環境教育・環境学習の推進]

- ・ 各学校においては、地域の環境の特徴や子どもたちの実態、目指す子ども像等を踏まえた上で、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動において、教科等横断的な視点で必要な環境に関する学習を実施。[義務教育課]
- ・ 地域環境を学ぶフィールドワークや、地域の自然をテーマとした自然科学系の部活動の研究を実践。また、総合的な探究の時間において、地域課題や SDGs と関連して、環境保全や自然保護に関する探究活動を実施。[高校教育課]
- ・ 県立特別支援学校では、学校や地域の実情に応じ、地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等の学習に取り組んでおり、73.7%の学校が身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる「自然体験学習」等を実施。[特別支援教育課]
- ・ 自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・ 朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やサイクリング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では海洋活動（ダブルハルカヌー漕艇）やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。[社会教育課]

- ・県内の小中学生を対象に環境をテーマとしたこども環境作文コンクールを開催。(R3 応募総数：小学校 56 校・347 作品、中学校 56 校・591 作品) [環境政策課]
- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和4年1～2月の間に32の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。[環境政策課]
- ・県内の小・中学生を対象に、「水の週間記念作文コンクール」を実施。
(R3：県内の小中学校20校から323点の応募)
- ・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。
(R3：小学校87校で5,533人を対象に実施)
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。[水資源課]



「水の出前教室」の様子

[あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進]

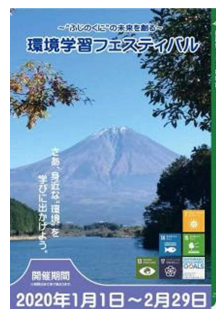
- ・標本と解説をセットしたユニット（ミュージアムキャラバン）を県内の小中学校等に巡回展示。(R3：県内 45 箇所、観覧者数 182,889 人)
- ・標本や写真パネルによる展示（ミニ博物館）を実施。(R3：県内 18 箇所、189,479 人) [文化政策課・地球環境史ミュージアム] (再掲)
- ・ユネスコ世界ジオパークとしての価値を高める「学術調査」、「教育・普及」に係る取組への支援。[観光政策課]



ミュージアムキャラバン

[あらゆる媒体による情報提供]

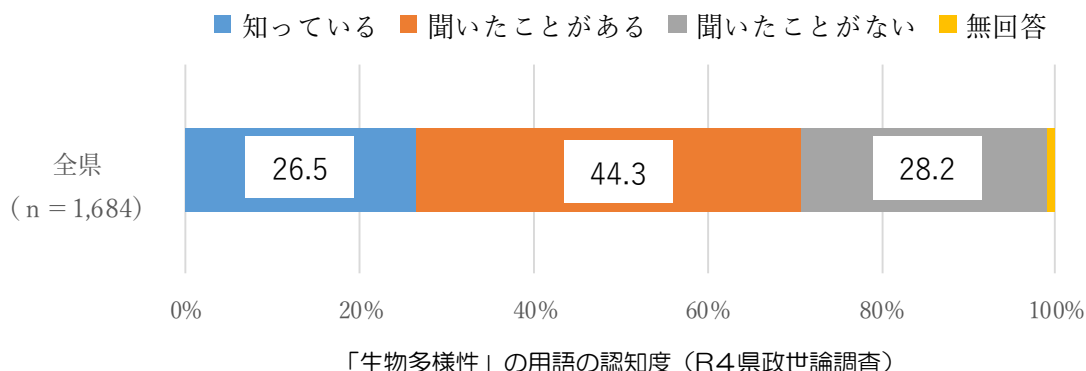
- ・各種媒体による情報提供を実施。
環境局HPアクセス件数：5,920,660 件 (R3)
R3 版環境白書発行部数：500 部
- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和4年1～2月の間に32の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催するとともに、当該学習会の情報をとりまとめ、HP等で発信。[環境政策課]



「生物多様性」という用語の認知度と主流化

令和4年度に行った県政世論調査（令和3年度分の事業の評価値）では、「生物多様性」という言葉や意味について、どの程度知っていますかという調査を実施しています。その結果、「知っている」（26.5%）と、「聞いたことがある」（44.3%）を合わせた70.8%が「生物多様性」という言葉を聞いたことがあると回答しました。昨年度と比較し、1.8%上昇しました。

生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識・関心を高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと（＝生物多様性の主流化）が重要です。



【トピックス】 「ふじのくに生物多様性地域戦略」に関する取組

「ふじのくに生物多様性地域戦略」シンポジウム（南アルプスを未来につなぐ会設立記念イベント）の開催

【要旨】

本県の自然環境の豊かさ、生物多様性について御理解いただく機会となる、標記シンポジウムを、令和4年2月19日（土）に開催した。

【概要】

○基調講演

テーマ：「南アルプスを未来につなぐためには」
講 師：山極壽一 氏（総合地球環境学研究所長）

○種子保存プロジェクト成果発表

・磐田農業高等学校

○活動報告

・川根本町、静岡市

○パネルディスカッション

パネリスト

佐藤洋一郎氏、gakujo_aya 氏、磐田農業高校長及び生徒、静岡農業高校生徒、山崎宏氏



【南アルプスに関する情報発信】

- ・高い情報発信力を有するユーチューブを活用して講座を配信し、南アルプスの魅力を伝えるとともに、自然環境の保全に対する意識の醸成を図った。

分野	氏名	所属	内容
植物	増澤武弘	静岡大学 客員教授	・高山植物はどこから来たのか ・高山植物とライチョウの関係
	鵜飼一博	県立農林環境 専門職大学准教授	・高山植物群落の復元
	加藤 徹	静岡県農林技術研究 所上級研究員	・南アルプス高山植物40年の変遷
鳥類	朝倉俊治	静岡ライチョウ 研究会会長	・ライチョウ 世界の南限を生きる奇跡の鳥
哺乳類	三宅 隆	県自然史博物館 ネットワーク 副理事長	・コウモリの超音波を人の耳で聞こえるように してみた ・激レア コウモリを捕まえた！！
	大場孝裕	静岡県農林技術研究 所森林・林業研究セン ター上席研究員	・クマの巣穴をのぞいてみた ・シカを調べてみた
魚類	板井隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	・大井川・南アルプスの恵み 清流に生きる魚
昆虫	岸本年郎	ふじのくに地球環境 史ミュージアム教授	・南アルプスの昆虫 ・虫好きのまま大人になっていいんだよ
地質	狩野謙一	静岡大学 客員教授	・赤石山脈は海底から生まれた
救助	坂上雅信	静岡県警山岳遭難救 助隊隊長	・山岳遭難と救助

【基本方向3】

「生態系を保全・再生・創出する」の管理指標

- 行動方針 8 豊かな自然環境が残る奥山の保全
 行動方針 9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり
 行動方針 10 都市の自然再生・創出
 行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保
 行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全

管理指標	実績			目標	評価 区分 ※aとb を比較
	2016 年度 (H28)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3) ^a	2027 年度 (R9) ^b	
高山植物保護指導員等の研修会・意見交換会開催回数	1 回/年	2 回/年	2 回/年	2 回/年	○
協働による富士山の自然環境保全活動の実施回数	5 回/年	2 回/年	4 回/年	5 回/年	○
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林面積	9,825ha/年 (2011～2015 の平均値)	10,314ha/年	11,116ha/年	10,000ha/年	○
森づくり県民大作戦の参加者数	28,343 人/年	11,898 人/年	12,972 人/年	28,000 人/年 (2020 年度)	●
自然環境保全目標達成率	100% (2015 年度)	100%	100%	100% (2018 年度)	○
認定茶草場面積	423ha	381ha	368ha	423ha	●
河川や湖沼等の公共用水域の水質に係る環境基準（人の健康の保護に関する 27 項目）の達成率	100%	100.0%	100.0%	100%	○
浜名湖環境保全活動参加者数	20,333 人/年	0 人/年	0 人/年	20,000 人/年	●

行動方針 8 豊かな自然環境が残る奥山の保全

＜自然公園内の各種行為許認可、届出件数＞

- ・公園事業 48 件
- ・特別地域許認可等 660 件
- ・普通地域届出 35 件
- ・静岡県自然公園指導員委嘱 45 人
- ・富士箱根伊豆国立公園における車両乗入れ防止パトロール 1 回実施。〔自然保護課〕

〔富士山の環境保全〕

- ・県と富士市（7 月 24 日）裾野市（11 月 27 日）、富士宮市（2 月 19 日）、24 時間テレビチャリティー委員会との共催で「富士山ごみ減量大作戦」を実施。〔自然保護課〕
- ・富士宮口及び須走口にて、7 月 10 日（土）から 9 月 10 日（金）まで連続 63 日間でマイカー規制を実施。〔道路企画課〕

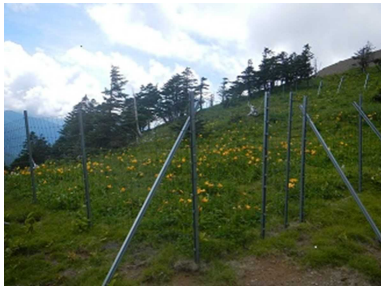


富士山ごみ減量大作戦

⇒ 富士山における活動の詳細は、地域個別計画（P35～）に掲載

〔南アルプスの環境保全〕

- ・高山植物保護指導員委嘱総数 376 人
- ・防鹿柵整備 10 箇所
- ・ロープ柵維持修繕 3 箇所
- ・土砂流出防止マット設置 3 箇所〔自然保護課〕



聖平



茶臼岳



三伏峠

⇒ 南アルプスにおける活動の詳細は、地域個別計画（P38～）に掲載

〔気候変動による影響の監視〕

- ・県内の温室効果ガスの削減目標を定め、毎年進捗状況を管理。（県内温室効果ガス排出量算定調査）
※R 元年度温室ガス削減量はH17 年度比△22.2%、H25 年度比△17.3%。（速報値）
- ・気候変動影響による被害を回避・軽減するため、第 4 次静岡県温暖化対策実行計画を策定するとともに、適応取組方針に基づく取組を推進。〔環境政策課〕

[法令等による保全]

⇒ 法令等による保全は、行動方針 8 (P25) に掲載

[森林の適正管理・整備の促進]

- ・ 森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積 11,116ha [森林整備課]
- ・ 森林経営計画の認定面積（累計）84,023ha（令和 3 年度末）
- ・ 森の力再生事業による森林整備面積 937ha
- ・ 森の力再生事業による竹林整備面積 15ha [森林計画課]
- ・ 木材の増産に向けて路網を整備。[森林整備課]
- ・ 山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養等森林の持つ公益的機能の保全・形成等を図るため、森林の維持造成等を通じた荒廃地の復旧整備を計画的・効率的に実施。[森林保全課]
- ・ 土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・ 平成28年度から10年間で11,200haの森林整備を計画、令和 3 年度は937haを整備。[森林計画課]

⇒ 森づくり県民大作戦は、行動方針 5 (P17) に掲載

[県産材の利用拡大]

- ・ “ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プランに基づく 率先利用。
（利用実績 21,702 m³/目標達成率 103%）
- ・ 住んでよし しずおか木の家推進事業による県産材を利用した住宅・非住宅取得等への助成。
（事業費 190,437 千円、助成棟数 1,234 棟）
- ・ 認証取得森林面積：73,651ha（令和 3 年度末）。[森林計画課、林業振興課]
- ・ 計画的な間伐材の伐出を行う林業事業体に対し、間伐材の伐出・搬送経費の一部を補助。
[森林整備課]
- ・ 低コスト主伐・再造林に取り組む林業経営体を支援。[森林計画課、森林整備課]
- ・ 設計者の木材・県産材利用に関する基礎知識の習得と、設計者と木材供給者の情報交換の場である「ふじのくに木使い建築カレッジ」を開催し、11 名の設計者が受講修了。
- ・ 森林環境譲与税を活用して建築施設の木造化・木質化等の木材利用に取り組む市町への支援として、研修会、相談対応を実施。
- ・ 市町は、「市町方針」を踏まえて、観光案内所や保育所などの木造化、木質化を推進。
- ・ 県産材製品の新たな販路開拓を望む供給者と需要者のマッチング支援と新たな販路開拓の取組を具体化するスタートアップ支援として助成。
- ・ 木材加工流通施設の整備等を行う木材関連事業者や団体を支援。[林業振興課]



蓮華寺池公園茶文化発信観光交流拠点施設

[松枯れ等の対策の実施]

- ・ 県単独森林病虫害獣総合対策事業及び保全松林緊急保護整備事業、市町単独事業による松枯れ対策で空中散布 313ha、地上散布 453ha、伐倒駆除 2,158m³、予防剤注入 1,825 本を実施。[森林整備課]

[協働による農地等の保全活動の促進]

⇒ 「一社一村しずおか運動」「棚田保全活動」「ふじのくに美農里プロジェクト」「邑づくり」「むらサポ」の詳細は、行動方針6（P19、20）に掲載

<住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備>

- ・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により荒廃農地が増加する中で、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等の多様な主体の参画により、農村環境と地域資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」（多面的機能支払交付金）の活動組織を支援。
- ・令和3年度末は、県内232地区において、活動を展開。[農地保全課]
- ・貴重な自然を保全するとともに、生物の生息・生育空間として農地の畦畔沿いの草地や樹林の連続性、農道沿いの排水路の自然環境の連続性を持たせ、水と緑のネットワークを拡大。
- ・農村地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農業生産の持続性の確保と多様な主体の参画による自然環境の適切な保全を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を策定。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、同指針に基づき、生物の生息や生育に配慮。[農地計画課]
- ・里地里山の生態系を保全・再生・創出する取組を推進し、保全活動の活性化を図るため、里地里山保全活動のポイントや自然再生の事例等に関する講座を開催するとともに、研修会の内容をまとめた冊子を作成。[環境ふれあい課]

[GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）や地産地消の推進]

- ・農業者を対象にGAP研修会を開催して周知に取り組み、認証取得を支援。
（新規認証：204農場）
- ・IPM（総合的有害生物管理：Integrated Pest Management）を実践する農業団体への補助。
（2団体（イチゴ））
- ・有機農業等の環境保全型農業に取り組む農業者への補助。（18市町、39件、409ha）
- ・地産地消に取り組む企業や団体に対して、しずおか地産地消推進協議会の後援や地産地消シンボルマークの提供等を行うことで、取組を支援。
- ・2月23日の「富士山の日」と8月21日の「県民の日」を中心に、県内のスーパーマーケットや直売所等に共通ののぼり旗やポスター等の広報素材を提供し、地産地消運動の開催を促進。
- ・県内7地域で、地場産品を利用した高校生による給食コンテストを開催。受賞作品は、栄養士らによる検討会を踏まえて、地元の小学校で給食メニューとして提供。[食と農の振興課]
- ・平成28年12月に制定した「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」に基づき、県民会議を開催するとともに、児童生徒への静岡茶の提供や静岡茶講座を開催。[お茶振興課]

[伝統的農法の継承]

⇒ 伝統的農法については、行動方針6（P20）に掲載

[竹林の適正管理]

- ・大内モデル地区（静岡市清水区）において、竹林の保全・管理や広葉樹の植林、下草刈りなどの作業会を実施。[砂防課]

[草地の整備]

- ・根原県有地（朝霧地域）の草原性植生保全のため、NPO法人との協働による維持管理を実施。
[自然保護課]

〔都市における緑地の確保〕

- ・ 県営都市公園において、指定管理者制度導入による民間の創意工夫を活用した管理運営を実施。
- ・ ふれあい花壇オーナー制度による花壇の管理・運営（浜名湖ガーデンパーク）、花壇コンクール（吉田公園）、学校の奉仕活動やボランティアの受け入れによる花壇づくり、自然体験教室の開催（各公園）等を実施。
- ・ 県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。（3市3公園の整備に対して助成）〔公園緑地課〕
- ・ 街路事業により、都市計画道路池田終線において植樹帯を整備。〔街路整備課〕
- ・ 「静岡県緑化推進計画」に基づき、これまで整備してきた地域の緑化のシンボルとなる「花と緑のおもてなし空間」の花壇等の維持管理を（公財）静岡県グリーンバンクや市町と連携し支援するとともに、地域の緑化活動の核として活動できる緑化コーディネーター等を育成。
- ・ 芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す芝生文化創造プロジェクトとして、静岡県芝草研究所の研究・普及活動を中心に、関係団体と連携して公共緑地や園庭・校庭等の芝生化を推進するとともに、更なる芝生地拡大を目指し、これまで芝生化が困難であった日陰に強い芝種である「セントオーガスティングラスによる芝生管理マニュアル」を作成し公表。〔環境ふれあい課〕

〔県民参加による緑化の推進〕

- ・ （公財）静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加により公共的空間の緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援（149団体）や、緑化資材（延べ4,481団体）の配布を実施。
- ・ 芝生文化創造プロジェクトとして、（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、保育園などの公共的施設の芝生化の支援（6件）、芝生の維持管理を行う団体への支援（31団体）、芝生管理を行う人材養成のための研修（4箇所）等を実施。
- ・ （公社）静岡県造園緑化協会と連携し県内4箇所の地域行事において緑化相談所の開設や緑化資材の配布を行うとともに、特別支援学校緑の保全事業として、県内3校で生徒への花苗の植栽指導や校内の樹木剪定作業を実施。

〔環境ふれあい課〕



芝草管理講座

〔豊かな暮らし空間づくり〕

- ・ “ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルやライフステージに対応する生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」の普及啓発。
- ・ 「豊かな暮らし空間創生推進協議会」と連携し、市町や事業者に対する研修会を実施。〔住まいづくり課〕

[水域の水質測定・監視]

- ・水生生物に係る環境基準の類型を指定している 62 水域で、常時監視を実施。
- ・公共用水域における有害物質や油の流出等の水質事故については、他県との連絡体制を整え、県境を越えて事故の影響が及ぶおそれがある場合でも迅速な情報共有ができるよう連携。[生活環境課]
- ・天竜川及び大井川水利調整協議会において節水対策を実施。
(節水対策期間：天竜川 78 日) [水資源課]

[水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査]

- ・令和 3 年度は狩野川において魚類調査を実施。
- ・生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定。
※河川整備基本方針（新規）：2 水系、河川整備計画（新規）：1 水系 （変更）：2 水系 [河川企画課]

[生物に配慮した河川等の整備・維持管理]

- ・「多自然川づくり基本指針」に基づき、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に配慮し、河川整備を実施。
- ・リバーフレンドシップ制度において、「リバーフレンド」として、令和 3 年度は新たに 15 団体と同意書を締結。(R4. 3 末現在、リバーフレンド団体は 653 団体) [河川企画課、河川海岸整備課]
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全、悪化したところでは再生すること等により、生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出。[河川海岸整備課]

[湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生]

- ・浜名湖環境学習会（8/7（土）50 名、10/16（土）38 名）などの啓発事業を実施する、地元行政、農協、漁協、商工会等により構成された組織「浜名湖の水をきれいにする会」への支援。[自然保護課]
- ・「佐鳴湖水環境向上行動計画（第Ⅱ期）」に基づき、自浄作用（自然の営力）を導く環境づくり、豊かな生息環境の創出、人と自然・文化のふれあい、などに資する取組を推進。
- ・麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生を推進するため、生物調査や外来種の駆除を実施。[河川企画課、河川海岸整備課]

[水産資源の管理]

- ・漁業者が R2 に設置した竹柵（50m）の維持管理や、囲い網（R3 実績：900 m²）によるアサリの増殖事業を支援。[水産資源課]

[生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備]

- ・高潮、津波等による被害軽減を図るため、海岸保全施設を整備するとともに、生物多様性に配慮するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅を維持。[河川海岸整備課]（再掲）

[海岸防災林の保全]

- ・防災林造成事業でL=1,210mの海岸防災林の整備を実施。[森林保全課]
- ・県単独森林病害虫獣総合対策事業及び保全松林緊急保護整備事業、市町単独事業で空中散布 313ha、地上散布 453ha、伐倒駆除 2,158 m³、予防剤注入 1,825 本を実施。[森林整備課]（再掲）

[砂浜や干潟の再生]

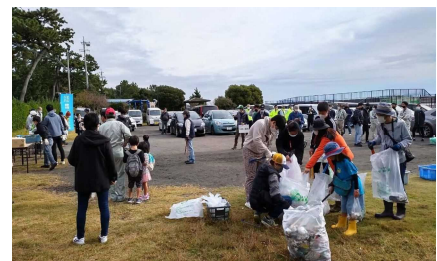
- ・周辺環境のモニタリング調査業務を実施。
- ・自然環境の保全を推進するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅を維持。（再掲）
- ・海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。
- ・海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮し、周辺の自然環境や景観との調和を図った。[河川海岸整備課]

[アカウミガメの保護]

- ・NPO 法人サンクチュアリエヌピーオーと産卵保護事業を実施。（再掲）
※県下全域（産卵頭数：148 頭、産卵個数：17,789 個）[自然保護課]
- ・アカウミガメの生息域に配慮し、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施することで、浜幅を維持。[河川海岸整備課]（再掲）
- ・御前崎海岸において、文化財保護指導員を委嘱し、御前崎市と協力し、アカウミガメ産卵地の巡視と卵の保護を実施した。[文化財課]
- ・海水浴シーズン前に海岸の清掃活動を実施。
- ・アカウミガメの産卵に配慮し、サンドバイパスシステムの昼間運転を実施するとともに、海岸侵食を抑制するための継続的な土砂輸送を実施。[河川海岸整備課、漁港整備課]

**[漂着ごみの除去]**

- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対して助成。[廃棄物リサイクル課]
- ・自治会等が行う海岸清掃に要する経費について補助する市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金を交付。
[河川砂防管理課]



- ・海岸漂着物撤去工事を実施。（272 t）
- ・関係市町や機関等と連携し、県内 4 港湾 3 漁港海岸で実施。[港湾整備課、漁港整備課]

- ・ 県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・ 「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・ 平成14年3月に中部地区調整会議及び、平成16年2月に西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。〔河川砂防管理課〕

〔漁獲量の適正管理〕

- ・ 漁獲可能量(TAC)制度に基づきマイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、サンマ、スルメイカ及びクロマグロの県方針を策定し、漁獲量を適正に管理。
- ・ 漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
- ・ 「資源管理・収入安定対策」に基づき、漁業者による自主的な40件の資源管理計画を実施。〔水産資源課〕

〔生物多様性に配慮した栽培漁業の推進〕

- ・ 放流時に放流魚の割合を判別するため、放流した魚種や尾数等を把握するとともに、マダイは鼻腔隔皮欠損の割合、ヒラメは無眼側の黒化率を把握した。また、市場調査や標本船調査を行い、放流効果を把握。
- ・ 養殖業について、養殖業者を対象とした巡回指導や講習会の開催により、水産用医薬品の投薬や養殖管理について指導。
- ・ 養殖が盛んな沼津地区の内浦・静浦漁協が、漁場改善計画で一年間に投入可能な種苗尾数を設定しており、これを遵守するよう指導することにより漁場環境を維持。
- ・ 放流魚の遺伝的多様性を確保するため、海域の天然親魚を養成し、ヒラメ12尾、トラフグ9尾、クロアワビ86個を追加、ノコギリガザミ19尾、クルマエビ51尾は、全て入替え。〔水産資源課〕

〔藻場等の保全・再生〕

- ・ 漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が担ってきた多面的機能の発揮に支障が生じていることから、国・県・市町が交付金を支出し、漁業者等が行う藻場の保全やサンゴ礁の保全、海清掃、食害生物除去などの地域の取組を支援。
- ・ 藻場やサンゴの保全を目的に活動する、県内4活動組織の取組について、国や関係市町とともに、活動を支援。(榛南磯焼け対策活動協議会、南伊豆伊浜藻場保全協議会、伊豆FNY活動組織、北限域(内浦湾)の造礁サンゴ群落保全会)〔水産振興課、水産資源課〕

〔深海生物の資源回復に向けた研究〕

- ・ キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を9回、65尾採捕。

〔水産資源課〕

3 令和3年度の地域個別計画の実績

【地域個別計画】

「伊豆半島」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み]

- 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。
- 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。

- ・2022年の再認定に向けて、ユネスコ世界ジオパークとしての価値を高める「学術調査」、「教育・普及」に係る取組へ支援。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会が実施する高い専門性を必要とする学術調査のほか、地質遺産の価値を伝えるジオガイドの養成やジオツーリズムを通じた利活用による教育・普及活動などの取組を通じて地域の持続的な発展を支援。[観光政策課]

<柿田川での活動>

- ・柿田川の貴重な自然とふれあい、環境保全の意識を高揚させる機会を提供するため、ふじさんネットワークの会員である地元の自然保護団体等が、年に数回の自然観察会を開催。観察会では、柿田川公園内を周遊しながら、動植物の観察を行うとともに、鮎の産卵映像を視聴。

(令和3年11月28日に実施の観察会の参加者：29名)

[自然保護課]

- ・取水や生態系への影響の少ない箇所から2号排水路の撤去を実施

[水道企画課]



柿田川での鮎の産卵観察会

[天城山等に残る豊かな自然環境の保全]

<富士箱根伊豆国立公園内の各種行為許認可、届出件数>

- ・公園事業 47件
- ・特別地域許認可等 408件
- ・普通地域届出 21件 [自然保護課]

[森林の適正管理・整備の促進]

- ・森の力再生事業による伊豆地域での森林整備。(面積158ha) [森林計画課]

⇒ 「森林の適正管理・整備の促進」については、行動方針9(P26)に掲載

[野生鳥獣による被害防止]

- 荒廃している里地里山の適正な管理、ニホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、ニホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。

- ・ニホンジカ管理捕獲を実施。(R3捕獲実績：9,323頭)
- ・ニホンジカ生息密度調査を実施。(R3実績：90箇所 平均生息密度：24.3頭/k㎡) [自然保護課]

- ・近隣都府県により構成されるカワウ広域協議会に出席し、情報を共有。
 - ・「静岡県カワウ食害防止対策検討会」において、専門家等を交えて県全体での効果的・効率的な対策を検討。
 - ・銃器によるカワウ駆除を実施する県内漁協に対しその費用を助成し、県全体で 898 羽を駆除した。
- [水産資源課]

- ・ニホンジカ・イノシシ等、市町の被害防止計画に基づく活動を支援。(捕獲活動、侵入防止柵整備等)
- [食と農の振興課]

[外来生物の防除]

- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発。
- ・外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除を指導。[自然保護課]

[生物多様性に配慮した海岸整備]

- ・砂浜整形工事を 4 港湾で実施。[港湾整備課]
- ・高潮、津波等による被害軽減を図るため、海岸保全施設を整備するとともに、生物多様性に配慮するため、養浜を主体とした海岸侵食対策を実施し、浜幅の維持に努めた。[河川海岸整備課]

[藻場の回復]

→ 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

- ・藻場回復を目的に活動する、伊豆地域内 1 活動組織の取組について、国や関係市町とともに、活動を支援。(南伊豆伊浜藻場保全協議会) [水産資源課、水産振興課]

[深海生物の調査研究]

→ 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

- ・キンメダイの資源回復に向けた種苗生産研究において、キンメダイの親魚を 9 回、65 尾採捕。(再掲)
- [水産資源課]

[開発事業者に対する保全措置の要請]

- ・令和 3 年度協定締結件数 0 件 (伊豆地域) [自然保護課]

【地域個別計画】

「富士山」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

平成 27 年 3 月、静岡県と山梨県は、世界遺産富士山の後世への継承に向けて、基本理念や関係者の役割、富士山の保全に関する基本的施策を定めた世界遺産富士山基本条例を制定。

〔富士山に残る豊かな自然環境の保全〕

- ・オフロード車等の乗り入れによる樹木の損傷、植生の踏み荒らし等から富士山の貴重な自然環境を守るため、富士箱根伊豆国立公園の車両等乗り入れ規制区域（富士山中腹部おおむね標高 1,600m 以上）等において、周知看板等の設置、関係機関による合同パトロール（年 2 回）及び各機関による個別パトロール等を実施し、乗り入れ防止の指導を実施。
- ・自然環境保全協定の締結件数 1 件〔自然保護課〕

〔自生種の植樹〕

- ・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹などを実施。（令和 3 年 6 月 2 日 2,000 本の植樹を実施）〔自然保護課〕

〔森林の適正管理・整備の促進〕

→ 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。

- ・森林経営計画認定面積（累計）11,307ha（令和 3 年度末）森林計画課〕

⇒ 「森林の適正管理・整備の促進」については、行動方針 9（P26）に掲載

〔野生鳥獣による被害防止〕

→ ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。

- ・ニホンジカ管理捕獲を実施。（R3 捕獲実績：4,391 頭）
- ・ニホンジカ生息密度調査を実施。（R3 実績：78 箇所 平均生息密度：20.2 頭/k²）〔自然保護課〕
- ・市町の被害防止計画に基づく活動を支援。（捕獲活動等）〔食と農の振興課〕

〔利用者による環境破壊の防止〕

- ・富士山来訪者の安全と快適性の確保及び、自家用車による来訪を規制することで渋滞を解消し環境保全を図るため、富士山スカイライン（富士宮口）及びふじあざみライン（須走口）で 7 月 10 日（土）から 9 月 10 日（金）の連続 63 日間でマイカー規制を実施。〔道路企画課〕

＜環境負荷の軽減（ごみ対策）＞

- ・県と富士市（7 月 24 日）裾野市（11 月 27 日）、富士宮市（2 月 19 日）、24 時間テレビチャリティー委員会との共催で「富士山ごみ減量大作戦」をボランティアの協力を得て実施。（再掲）
- ・ふじさんネットワーク（事務局：自然保護課）では、「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。〔自然保護課〕
- ・富士山の世界文化遺産の区域に放置又は投棄され、かつ、原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みのない不法投棄廃棄物の自主的な撤去活動に助成。令和 3 年度に 1 団体により建設系の混合廃棄物 4.11 トンを撤去。〔廃棄物リサイクル課〕

＜環境負荷の軽減（し尿対策）＞

- ・し尿の浸透・放流をなくすために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを平成 17 年度までに整備し、山小屋事業者からの要望に応じ、トイレの改修に対する富士山保全協力金を原資とした助成を実施。〔自然保護課、富士山世界遺産課〕
- ・山小屋事業者へのアンケートにより維持管理状況を把握。〔自然保護課〕
- ・「富士山保全協力金」とは別に、トイレの維持管理経費となるトイレ利用時のチップ（1 回当たり 100 ～500 円）の協力を各山小屋事業者とともに啓発することで、環境保全意識を醸成。

〔自然保護課、富士山世界遺産課〕

〔外来生物の除去〕

→ 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。

- ・外来生物に関する知識についてパンフレットやホームページによる普及・啓発及び外来生物発見情報の収集及び同定等への協力や防除の指導。
- ・外来植物除去活動参加者の安全確保及び活動のアピールのため、ビブス、のぼり旗を作成し、ふじさんネットワークに貸与。
- ・富士山麓及び五合目以上の外来植物等の調査を実施。
- ・外来植物に関する講習会・除去活動の実施。
（ふじさんネットワークと共催「外来植物撲滅大作戦」、R3. 11. 14、参加者 12 人、「外来植物除去講習会」、R4. 3. 6 開催、参加者 11 人）〔自然保護課〕



〔富士山の保全意識の高揚〕

→ 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

→ 利用者の踏みつけ等による植生の破壊を防ぐ必要があります。

＜ふじさんネットワーク＞

- ・「富士山憲章」の趣旨に賛同し、環境保全活動を行う団体等で組織された「ふじさんネットワーク」の活動を支援。〔自然保護課〕

「ふじさんネットワーク」とは、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互が交流・連携。（会員数は 567 団体・個人 [令和 4 年 3 月末現在]）（事務局：自然保護課）

- ・富士山憲章の周知・定着させ、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山寄付記念品募金活動等を実施。
- ・会員有志からなる「富士山エコレンジャー」及び「富士山エコサポーター」は、富士山来訪者へのマナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。（登録者数：エコレンジャー13名、エコサポーター9名、計22名〔令和4年4月1日現在〕）
- ・子どもたちの自然を守り大切にすることを育てるため学習リーフレット「富士山からの挑戦状」電子書籍版を公開。〔自然保護課〕

<啓発冊子の作成・配付>

- ・環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック電子書籍版及びウェブサイトにより、5か国語で提供。〔自然保護課〕
- ・「富士山の自然と恵み」電子書籍版を公開。〔自然保護課〕



多言語マナーガイドブック

<世界遺産の保存管理のための普及啓発>

- ・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体の依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。〔富士山世界遺産課〕

対 象	回数及び参加者数
学 校 等	31 回、2,785 人
一 般	24 回、 839 人

出前講座の開催実績
(R3.4~R4.3)

- ・富士山保全協力金（令和3年度:22,667人から22,392千円を受付）〔富士山世界遺産課〕

[草地性植生の保全管理]

→ 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。

- ・根原県有地（朝霧地域）の草原性植生保全のため、NPO法人との協働による維持管理を実施。
〔自然保護課〕（再掲）

【地域個別計画】

「南アルプス」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[ユネスコエコパークの保全と活用]

- ・静岡、山梨、長野の3県に跨る南アルプス国立公園の生態系の保全と持続可能な利活用に向けた関係10市町村の取組を国、山梨、長野両県と連携して支援した結果、平成26年6月に当地域がユネスコエコパークに登録された。県では、引き続きこれら関係者と連携し、支援を続けている。

＜南アルプス国立公園内の各種行為許認可、届出件数＞

- ・公園事業 1件
- ・特別地域許認可等 6件[自然保護課]

[高山植物の保護]

- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
- 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。

- ・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図る活動を実施。

高山植物保護指導員

委嘱状況 (R3: 376人)

活動実績 (R2: 新型コロナ対策として登山道が閉鎖されたため未実施。)

防鹿柵整備 (10箇所)

- ・高山植物に対するニホンジカの採食圧の影響により深刻化するお花畑の衰退への対策として、関係団体との連携により、防鹿柵を設置するなどの植生保護対策(H14～)のほか、国とも協働して荒川岳の防鹿柵を整備(標高2,000m以上の高地においては全国最大級の規模)。
- ・高山植物の絶滅を防ぎ、遺伝的多様性を確保するため、次代を担う高校生が種子増殖の手法の確立を目指すとともに、併せて豊かな恵みを次世代に引き継ぐ人材の育成につなげる取組を実施。
- ・学術的価値の高い植物が生育している可能性が高い、人が立ち入ることができない急峻な斜面について、ドローン活用し、希少種の有無やシカの食害状況の調査を実施。
- ・静岡市は、平成25年度から千枚小屋周辺、・平成26年度から中岳避難小屋周辺、平成28年度から熊ノ平周辺で防鹿柵の整備を実施。[自然保護課]



防鹿柵の設置作業(三伏峠)



荒川岳のお花畑

＜南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク＞

本県では、南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002年（平成14年）度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足。現在は、県と同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開。

令和3年度実績（ボランティアとの協働）

区 分		内 容	備 考
高山植物保護指導員		研修会を2回開催	H10～、随時募集
植生調査		各防鹿柵のモニタリング	H20～
植生保護 ・ 植生復元	百間平	ロープ柵の維持修繕	H13～
	奥聖岳	ロープ柵の維持修繕	H20～
	聖平	ロープ柵の維持修繕	H20～
		防鹿柵の整備	H14～
	茶臼岳	防鹿柵の整備	H20～
	三伏峠	防鹿柵の整備	H18～
塩見岳		土砂流出防止対策	H26

※塩見岳はH21から協働団体との協働により活動展開しており、H26には県費を投じた。

H27からは環境省が活動を引き継いでいるが、引き続き活動に協力している。

＜南アルプス高山植物種子保存プロジェクトの推進＞

- ・令和2年度から開始した同プロジェクトは、令和3年度から新たに5校を加えて計6校で絶滅危惧種の種子増殖に取り組んでいる。
- ・同プロジェクトの理解を深めるため、令和3年8月3日及び4日には、県立田方農業高校、静岡農業高校、藤枝北高校、磐田農業高校の4校が南アルプスの自生地を見学する千枚岳登山を実施。

＜実施校＞

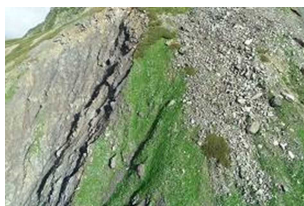
開始年	学校名	取組種
令和2	静岡県立磐田農業高等学校	タカネマンテマ
令和3	静岡県立田方農業高等学校	アカイシリンドウ
令和3	静岡県立静岡農業高等学校	オオサクラソウ
令和3	静岡県立藤枝北高等学校	サンブクリンドウ
令和3	静岡県立富岳館高等学校	オオサクラソウ
令和3	静岡県立浜松湖北高等学校	オノエリンドウ



<高山植物ドローン調査>

- ・学術調査がされていない崖地などについて、ドローンを使用して高山植物の植生状況を調査。
- ・絶滅危惧種（キタダケヨモギ、ウラジロキンバイ他7種（1類4種、2類3種他））、4,500株以上発見
- ・シカの食害を受けていないと考えられるお花畑の発見(高山植物33種を確認)

項 目	内 容
調査概要	調査日：令和3年7月12日～15日及び9月13日 場 所：荒川岳周辺
結果	・キタダケヨモギ（絶滅危惧1B類）、ウラジロキンバイ（絶滅危惧2類）等を4,500株以上の群落を新たに発見 ・ニホンジカの食害を受けていないお花畑を確認



キタダケヨモギ群生地



キタダケヨモギ
(薄い緑色の植物)



シカの食害を受けて
いないお花畑



岩壁に生育する高山植物

[野生鳥獣による被害防止]

→ **ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。**

- ・高山植物群落の直接的保護を主として事業展開してきたが、広大な南アルプスにおいて保護される山域は局所的であり、面積も限られることから、広域的な植生保護に向け、平成27年度から平成29年度の3か年で捕獲手法の検討を行い、平成30年度より冬季越冬地でシカの管理捕獲を実施。令和3年度からは、対策の効果を高めるため、食害地周辺で餌の誘引効果や生息状況調査など、捕獲を進めるための生息実態調査と試験捕獲を実施している。（R3捕獲実績：82頭（うち食害地周辺10頭））

[自然保護課]

<防鹿柵設置、修繕>

- ・防鹿柵整備 3箇所 10基
- ・ロープ柵維持修繕 3箇所
- ・土砂流出防止マット設置 3箇所 [自然保護課]（再掲）

[開発事業者に対する保全措置の要請]

→ **リニア中央新幹線等の大規模開発工事による自然環境への影響について、適切な環境保全措置を求めていく必要があります。**

<リニア中央新幹線建設工事について>

- ・リニア中央新幹線のルートが南アルプスをトンネルで通過する計画となっており、貴重な自然環境に影響を与える可能性がある。このため、南アルプスにおける生物多様性の重要性を踏まえ、リニア中央新幹線トンネル工事が南アルプスの自然環境や大井川水系の水資源に及ぼす影響等を明らかにするため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議「生物多様性専門部会」「地質構造・水資源専門部会」において、JR東海との対話を継続。[自然保護課 等]

【地域個別計画】

「浜名湖」における実績



※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

[浜名湖の豊かな自然環境の保全]

→ 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。

＜浜名湖県立自然公園内の各種行為許認可、届出件数＞

- ・公園事業 0件
- ・特別地域許認可等 19件
- ・普通地域届出 11件

＜乗入れ規制の実施＞

- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、湖西市の海浜地を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。[自然保護課]

[浜名湖の環境保全に関する啓発]

→ 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

＜はまなこ環境ネットワーク＞

「はまなこ環境ネットワーク」は、「浜名湖水環境保全計画」（22年度末終了）の最終目標であった「住民行動による浜名湖づくり」の実現のために平成17年3月に設立された、流域の市民団体・企業などのネットワーク組織。

- ・環境保全に取り組む団体が参加する交流会及び意見交換会をはまなこ環境ネットワークとの連携により開催。（R4.1）[自然保護課]

（内容：リレートーク、意見交換会、活動内容についてのパネル展示）

- ・はまなこ環境ネットワークとの連携により、浜名湖流域で活動する団体等を訪問。活動内容やイベント情報及び団体が抱える課題等を直接取材（6団体）し、団体相互の連携や活動の活性化につながる情報を取りまとめ、インターネットやSNS、紙媒体（ニューズペーパー年2回発行 300部）において発信。[自然保護課]



浜名湖環境保全団体交流会

＜浜名湖の水をきれいにする会＞

浜名湖の水質及び環境の保全と適正な利用の推進を図るため、地元行政、商工会、農協、漁協等により昭和40年に設立された組織「浜名湖の水をきれいにする会」に県も構成員となっており、継続して活動を支援。

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」への支援。[自然保護課]

- ・浜名湖周辺の小学生とその保護者を対象とした自然観察等の体験学習会の実施。
- ・毎年6月に、浜名湖一斉清掃を実施。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染予防のため中止。
- ・地域住民との協働による湖岸に漂着したごみの除去活動の実施。

[浜名湖に流入する河川の水質維持]

→ 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。

- ・下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の整備を実施。[生活排水課]
- ・浄化槽の機能が適正に維持されていることを検査する法定検査の受検案内を浄化槽管理者に送付。
- ・浜名湖水域に排水する7事業場へ立ち入り、排水基準への適合性等を検査。
- ・11本の流入河川で水質監視を行っており、令和3年度は、令和2年度に引き続き、環境基準の類型指定をしている3河川の全地点（3地点）で基準を達成。[生活環境課]

[ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理]

- ・浜名湖発親うなぎ放流連絡会の事業実施に当たり、一般県民のうなぎ資源保護への関心を高めると同時に、事業の安定した継続を図るため、より広く資金を集める手法であるクラウドファンディングを、300千円を目標として8月1日から9月29日まで実施し、26名から370千円の支援があった。ニホンウナギの繁殖の一助とするため、親ウナギを726尾（321kg）放流。
※R4漁期（R3.11月～R4.4月）の本県のシラスウナギの池入れ実績は1.6トン/割当量2.4トン（再掲）
- ・県産うなぎ種苗に関する取扱要領に基づき、県内で採捕されたシラスウナギの県内養殖業者のみへの供給。採捕許可数量の県内需要量を限定し、県内の2つの養鰻組合の組合員の需要量に制限。（採捕数量は960kg）
- ・漁業者がR2に設置した竹柵（50m）の維持管理や、囲い網（R3実績：900㎡）によるアサリの増殖事業を支援。（再掲）[水産資源課]

[外来種の除去]

- ・在来の海浜植物の生態系へ多大な影響を及ぼすおそれがある外来植物を、地元ボランティア団体と連携し、高校生など次世代の環境保全の担い手の育成も視野に、除去活動を実施。（7月11日開催：参加者27名、12月19日開催：参加者25名）[自然保護課]

【地域個別計画】

「今守りたい大切な自然」における実績

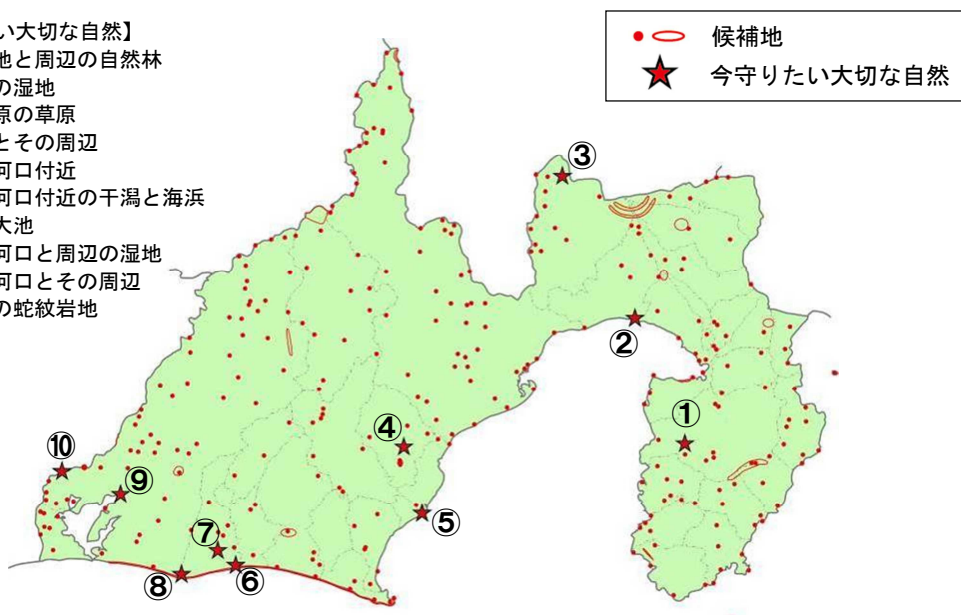
※青字部分は、戦略に記載している【現状と課題】の抜粋。

＜「今守りたい大切な自然」について＞

2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、県内の重要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それにレッドデータブックの基礎調査を行った自然環境調査委員会の各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計352箇所が重要生息・生育地の候補地として取り上げられました。また、これらの場所から、開発候補地となりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない地域、の3つの選定基準によって10箇所の重要生息・生育地を絞り込んでいます。

【今守りたい大切な自然】

- ① 逆川湿地と周辺の自然林
- ② 浮島沼の湿地
- ③ 朝霧高原の草原
- ④ 藪田川とその周辺
- ⑤ 大井川河口付近
- ⑥ 太田川河口付近の干潟と海浜
- ⑦ 磐田市大池
- ⑧ 天竜川河口と周辺の湿地
- ⑨ 都田川河口とその周辺
- ⑩ 雨生山の蛇紋岩地



今守りたい大切な自然 10 箇所及び候補地

【資料：まもりたい静岡県の野生生物-静岡県版レッドデータブック（静岡県、2004年（平成16年））】

主な活動事例

- ➡ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

＜桶ヶ谷沼における保護活動＞

- ・磐田市の桶ヶ谷沼は、桶ヶ谷沼ビジターセンターを拠点として、県、市、地域住民、地元研究者、NPO法人等が連携して保護活動を行い、ベッコウトンボをはじめとする貴重な動植物の生態系を保全。
- ・令和3年度4月25日（日）と4月29日（木）に、ベッコウトンボの調査会が実施され、67個体を確認。〔自然保護課〕



ベッコウトンボ調査会

・＜県立森林公園における保護活動＞

- ・浜松市浜北区の県立森林公園では、「県立森林公園ボランティアの会」や「県立森林公園サポーター」により、園内の希少種保護、アカマツ林や湿地といった特徴的な自然環境の保全、自然体験プログラムの提供などを実施。
- ・企業、指定管理者、県等が協定を締結し、企業が森づくりを行う「しずおか未来の森サポーター」制度により、4社がアカマツ林の再生や彩りのある森づくりなどを実施。[環境ふれあい課]



カエデ植栽活動

・＜千本松原における保護活動＞

- ・沼津市の千本松原では、NPO法人や地元自治会が企業や行政と連携し、清掃活動や下草刈り、クロマツの補植などを実施。[環境ふれあい課]



秋の森づくり県民大作戦における清掃活動

100 年後、1000 年後にも



自然と人が共生できる静岡県に

ふじのくに生物多様性地域戦略

【令和3年（2021年）度 評価書】

静岡県暮らし・環境部環境局自然保護課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2719 FAX 054-221-3278
